

広島県告示第二百六十一号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「業種に属する」を「業種に属する事業又は建設される事業場（設備を含む。以下同じ。）の所在地を管轄区域とする市町（以下「地元市町」という。）の産業振興を目的とした補助金等（補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。）であつて、設備投資に係るもの（土地に係るものを除く。以下「市町補助金等」という。）の交付の対象とされている」に、「供する事業場（設備を含む。以下同じ。）を「供する事業場」に改め、同条第四号中「業種に属する」を「業種に属する事業又は広島県中山間地域振興条例（平成二十五年広島県条例第四十四号）第二条第一項に規定する中山間地域（以下「中山間地域」という。）において市町補助金等の交付の対象とされている」に改める。

第三条第一項第二号ロ中「業種に属する」を「業種に属する事業又は平成二十七年四月一日以降に地元市町に申請し、市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等を受けた設備投資に係る」に改め、同項第三号中「中小企業者にあつては企業立地促進法第十四条又は第十六条の規定による知事の承認を、中小企業者以外の事業者にあつては企業立地促進法第十四条の規定による知事の承認」を「企業立地促進法第十四条若しくは第十六条の規定による知事の承認を受けた中小企業者以外の事業者又は中山間地域において別表第二に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資（中小企業者以外の事業者が行う場合にあつては、同法第三条第二項に規定する企業立地に係るものに限る。）を行う事業者であつて、平成二十七年四月一日以降に地元市町に申請し、市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等」に改め、同号ホ中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同号ト中「業種に属する」を「業種に属する事業又は中山間地域において市町補助金等の交付の対象となる設備投資に係る」に改める。

第四条第一項の表前条第一項第二号に該当する者の項中

(5) その他知事が必要と認める書類	(5) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し（別表第二に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。）
を	に
(6) その他知事が必要と認める書類	

改め、同表前条第一項第三号に該当する者の項中

「(1) 企業立地促進法に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認通知書の写し

を

「(1) 次のイ及びロに掲げる設備投資の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める書類
イ 別表第二に掲げる業種に属する事業の用に供するための設備投資 企業立地促進法に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認通知書の写し
ロ 別表第二に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための中山間地域において行う設備投資 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し

に

改める。

「第十一条中「指定事業に係る事業場等の所在地を管轄区域とする市町（以下「地元市町」という。）」を「地元市町」に改める。

別記様式第一号の二中

- 「
- (5) 事業計画図面
 - (6) 法人にあつては、定款
 - (7) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - (8) 印鑑証明書
 - (9) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
 - (10) 共同事業者に関する説明書（第3条第2項の規定を適用する場合に限る。）
 - (11) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書（第3条第3項の規定を適用する場合に限る。）
- 」

「(5) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し（別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。）

- (6) 事業計画図面
- (7) 法人にあつては、定款
- (8) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
- (9) 印鑑証明書
- (10) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面

」

- (11) 共同事業者に関する説明書（第3条第2項の規定を適用する場合に限る。）
 - (12) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書（第3条第3項の規定を適用する場合に限る。）
- 」

ぬ。

原簿類紙一冊の三冊

「(1) 企業立地促進法に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認通知書の写し」

「(1) 次のイ及びロに掲げる設備投資の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める書類

イ 別表第2に掲げる業種に属する事業の用に供するための設備投資 企業立地促進法に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認通知書の写し

ロ 別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための中山間地域において行う設備投資 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し

ぬ。

括弧

りの括弧は、公衆の目から隠す。